

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項及び飯塚市会計規則(平成18年3月26日規則第56条)第40条の4第2項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
J ペイメントサービス株式会社
福岡市博多区博多駅前 4 丁目 3-18
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 8 年 2 月 27 日
- 3 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類
キャッシュレス決済により納入される貸館等使用料
- 4 指定納付受託者が歳入等を納付する期間
令和 8 年 3 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日まで